

山口大学「馬予防医学実践力育成プログラム」(履修証明プログラム)募集要項 【 2026 年度 募集 】

1. プログラムの趣旨・目的

山口大学では、馬の予防医学に必要な知識および技術について、Hands-on プログラムを通して社会人の学び直しのためのリカレント教育（大学卒業後の人材育成）を行っています。

このたび、これらのカリキュラムや実績を下に、「仕事」や「家事・育児」が忙しく自己啓発の余裕のなかった社会人、「適切な教育訓練機関が見つからない」や「教育コースの情報が得られにくい」、あるいは「どのようにして情報を入手するのかわからない」などの事情を有する社会人に対して「馬予防医学」の実践的思考、知識、技術等を学ぶ機会を提供するため、履修証明制度の要件を満たした「馬予防医学実践力育成プログラム」を新たに開設し募集することとしました。

また、社会人の職業に必要な能力の向上を図る機会の拡大を目的として、大学等における社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的なプログラムを「職業実践力育成プログラム」（BP）として文部科学大臣が認定することとなっておりますが、本プログラムもこの認定を受けています。

2. 履修資格

本プログラムへの履修資格は、本学学則第 42 条の規定（本要項 5 ページを参照）による本学への入学資格を有する者。

3. プログラムの期間

2026 年 4 月 1 日～2026 年 10 月 31 日（7 か月）

4. プログラムの内容

本プログラムは、下記 60 時間の授業により構成されています。

科目内訳	受講形態	時間
事前自己学習	e-ラーニング	50 時間
集中実習 (馬予防医学 Hands-on 臨床実習)	集中開講	8 時間
グループディスカッション	集中開講	2 時間
		60 時間

4月～7月に事前自己学習として馬予防医学に必要な知識についてe-ラーニングを用いて50時間学修します。8月には集中実習として、馬予防医学Hands-on臨床実習を8時間及びグループディスカッションを2時間実施します。

*シラバスについては、ホームページよりご確認ください。

(https://www.yamaguchi-u.ac.jp/vet/umaprogram/index2026_y.html)

*集中実習及びグループディスカッションは、次の期間で行います。

期間：2026年8月24日（1日間）※予定

場所：山口大学共同獣医学部

5. 修了要件と修了証明書

(1) 修了要件

出席状況、試験の成績並びにプレゼンテーション及びレポートの内容等を担当教員において総合的に評価し、可否を判定します。

(2) 修了証明書

プログラム修了要件を満たした者には「履修証明書」を交付します。

6. 募集人員

10名（最少実施人員 3名）

7. 応募手続

(1) 応募期間

2025年12月1日～2026年2月28日までに次項の書類を応募書類提出先まで、郵送又は持参して下さい。郵送の場合は2月28日必着です。ただし、先着順で定員になり次第、募集を締め切らせていただきます。なお、申込み締切期日前に定員に達している場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(2) 応募書類

下記の書類等を次のサイトからダウンロードし記入の上、提出してください。

https://www.yamaguchi-u.ac.jp/vet/umaprogram/index2026_y.html

書 類 等	摘 要
履修証明プログラム履修許可願	所定の用紙に必要事項を記入したもの。

(3) 応募に関する注意事項

- ① 応募書類の記入にあたっては、誤りの無いように正確に記入してください。
*本プログラム開始以降、山口大学から履修者への連絡は、主にメールを通じて行うため、確実に受信できるメールアドレスを「履修証明プログラム履修許可願」に記入してください。
- ② 応募後は記載内容の変更は認めません。また、一度提出された書類は返却しません。
- ③ 応募書類に虚偽の記載があった場合は、履修許可後であっても履修の許可を取り消すことがあります。
- ④ 応募後に住所等の変更があった場合には、速やかに応募書類提出先へ連絡してください。

(4) 応募書類の提出先・問い合わせ先

・応募書類の提出先

山口大学共同獣医学部学務係（*土日祝日を除く 9:00～17:00）

〒753-8515 山口県山口市吉田 1677-1

電 話 083-933-5808

F a x 083-933-5812

E-mail vegakumu@yamaguchi-u.ac.jp

・プログラム内容に関する問い合わせ先

佐々木 直樹（共同獣医学部教授）

E-mail nsasaki@yamaguchi-u.ac.jp

8. 履修者登録

(1) 履修許可

提出された書類、証明書等により、履修資格の確認を行います。

ただし、必要によっては電話、メール等による問い合わせを行うほか、最終学校の卒業証明書等（履修資格を証明するもの）の提出を求める場合があります。

履修を認めた場合には、メールにてその旨お知らせします。

(2) 受講料等

履修の許可を受けた者は、後日別途通知する期間内に受講料を納入してください。（受講料は3月の指定された期日までに一括振込となります。）

期間内に受講料の納入が無かった場合には、履修許可を取り消します。

受講料 60,000 円

＊一旦納めた受講料は、原則として返還することができません。ただし、履修証明プログラムを実施しなかった場合又は履修証明プログラム開始日の前日（当該日が土曜日、日曜日の場合には、その前の営業日）までに、履修を取りやめる旨の申し出が書面等でなされた場合には、返還する場合があります。

9. その他

- ・本プログラムを履修するに当たり、山口大学のホームページを閲覧できるパソコン（又はタブレット）及びインターネット接続環境が必要となります。また、グループディスカッションでは双方向通信を行うためのWebex(事前確認あり)が必要になりますので、受講前に各自で準備をお願いします。
- ・集中実習（馬予防医学 Hands-on 臨床実習）の受講に当たり、次のものが必要になりますので、受講前に各自で準備をお願いします。
 - ＊作業着、帽子、秒針付き時計
- ・集中実習（馬予防医学 Hands-on 臨床実習）について、生体の準備の都合上、モデルを用いた実習となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

＜参考＞ 国立大学法人山口大学学則

第42条 学部に入學することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
 - (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）
 - (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
 - (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (6) 文部科学大臣の指定した者
 - (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号。以下「旧規程」という。）による大学入学資格検定（以下「旧検定」という。）に合格した者を含む。）
 - (8) 学校教育法第90条第2項の規定により他の大学に入學した者であつて、本學において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
 - (9) 本學において、個別の入學資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であつて、本學の定める分野において特に優れた資質を有すると認めるものは、学部に入學することができる。
- (1) 高等学校に2年以上在學した者
 - (2) 中等教育学校の後期課程、高等専門学校又は特別支援学校の高等部に2年以上在學した者
 - (3) 外国において、学校教育における9年の課程に引き続く学校教育の課程に2年以上在學した者
 - (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設（高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定したものを含む。）の当該課程に2年以上在學した者
 - (5) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条第3号の規定により文部科学大臣が別に指定する専修学校の高等課程に同号に規定する文部科学大臣が定める日以後において2年以上在學した者
 - (6) 文部科学大臣が指定した者
 - (7) 高等学校卒業程度認定試験規則第4条に定める試験科目の全部（試験の免除を受けた試験科目を除く。）について合格点を得た者（旧規程第4条に規定する受検科目の全部（旧検定の一部免除を受けた者については、その免除を受けた科目を除く。）について合格点を得た者を含む。）で、17歳に達したもの